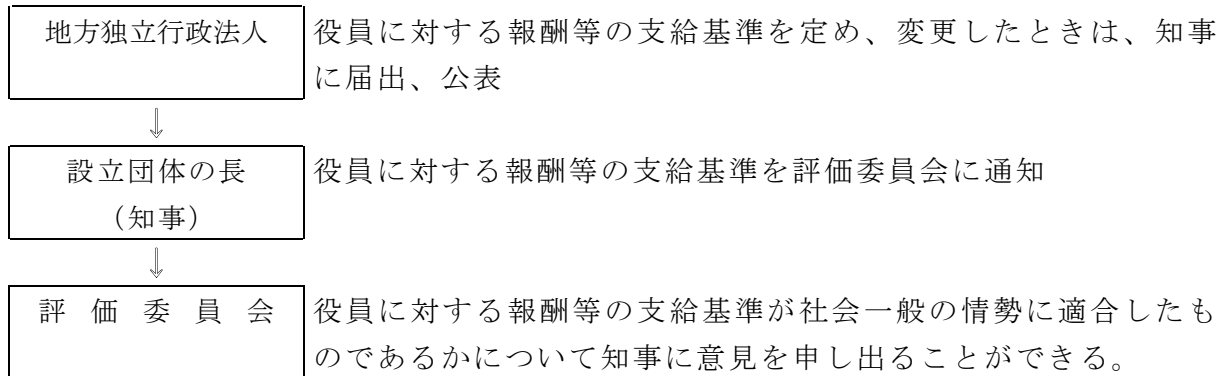


公立大学法人青森県立保健大学役員報酬等規程改正について

1 地方独立行政法人法に定める手続

(第 56 条第 1 項において準用する第 48 条及び第 49 条)



2 今回の改正の趣旨 (別添公立大学法人青森県立保健大学役員報酬等規程のとおり)

- (1) 人事院勧告 (指定職俸給表) の内容に準じ、理事長の給料月額を引下げ (指定職俸給表)
- (2) 理事長の給与の特例減額に関する改正

3 改正の時期 平成 23 年 12 月 1 日

【参 考】

1 公立大学法人青森県立保健大学の理事長の報酬について

理事長職の業務及び責任の程度、並びに他の公立大学の状況を踏まえ、人事院規則9142(指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額)に準じ、同規則別表3号俸としている。

2 地方独立行政法人法

(役員の報酬等)

第四十八条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第四十九条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

(準用)

第五十六条 第四十八条及び第四十九条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第四十八条第三項中「実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

2 第五十条第一項の規定は、一般地方独立行政法人の役員及び職員について準用する。

○公立大学法人青森県立保健大学役員報酬等規程 新旧対照表

改 正 (案)	現 行																								
<p>(給料月額)</p> <p>第4条 理事長の給料月額は、次に定めるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>720,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>776,000円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>834,000円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>912,000円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>984,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p>1 この規程は、平成23年12月1日から施行する。</p> <p>2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、第6条第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。</p> <p>(1) 平成23年4月1日において理事長が受けるべき給料に100分の0.4を乗じて得た額に、8を乗じて得た額</p> <p>(2) 平成23年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.4を乗じて得た額</p>	号給	給料月額	1	720,000円	2	776,000円	3	834,000円	4	912,000円	5	984,000円	<p>(給料月額)</p> <p>第4条 理事長の給料月額は、次に定めるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>724,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>780,000円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>838,000円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>917,000円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>989,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	号給	給料月額	1	724,000円	2	780,000円	3	838,000円	4	917,000円	5	989,000円
号給	給料月額																								
1	720,000円																								
2	776,000円																								
3	834,000円																								
4	912,000円																								
5	984,000円																								
号給	給料月額																								
1	724,000円																								
2	780,000円																								
3	838,000円																								
4	917,000円																								
5	989,000円																								

(地独)青森県産業技術センターの「役員の報酬等の支給基準」の変更について

1 変更内容

平成23年12月1日施行の「青森県の職員の給与に関する条例」の改正に伴い、(地独)青森県産業技術センターの「職員の給与に関する規程」が改正されたことにより、「役員の報酬等に関する規程」にある理事長に対する報酬月額が変更されたものである。

① 理事長の報酬月額の変更

報酬月額を号給により、2,100~2,600円(0.39~0.45%)減額する。

号給	変更後	現行	差額
1	594,900円	597,000円	△2,100円
2	607,200円	609,300円	△2,100円
3	619,400円	621,600円	△2,200円
4	631,500円	633,900円	△2,400円
5	641,100円	643,600円	△2,500円
6	646,800円	649,300円	△2,500円
7	652,600円	655,100円	△2,500円
8	657,300円	659,900円	△2,600円
9	660,800円	663,400円	△2,600円
10	664,400円	667,000円	△2,600円
11	668,000円	670,600円	△2,600円

② 理事長の期末手当の減額

平成23年12月に支給される期末手当に関しては、理事長は、減額改定対象職員に該当するものとして、次のとおり支給額の調整を行う。

<調整内容> 次の合計額を減じて支給する。

ア. 本年4月1日現在の報酬月額×0.4/100×8

イ. 本年6月期の期末手当の合計額×0.4/100

2 施行時期

平成23年12月1日

【参考】役員報酬等の支給基準に係る手続き

- 地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）の支給基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等を考慮して定めなければならない。（地方独立行政法人法第48条第3項）
- 評価委員会は、県（設立団体の長）から報酬等の支給基準の変更の通知を受けたときは、その支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、県に対し、意見を申し出ることができる。（地方独立行政法人法第49条第2項）

